

名古屋市建築物環境配慮指針について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第91条第1項の規定により、建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）に係る地球温暖化の防止その他の環境への負荷の低減に係る措置について配慮すべき事項についての指針（以下「名古屋市建築物環境配慮指針」という。）を定めます。

平成23年3月4日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市建築物環境配慮指針

1 指針の目的

この指針は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年3月25日名古屋市条例第15号。以下「条例」という。）第91条第1項に基づき、建築主が建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築等（新築及び増築をいう。以下同じ。）を行うにあたり、建築物に係る地球温暖化の防止その他の環境への負荷を低減するための措置についての基本的事項を定めるものです。

なお、今後建築物に係る環境配慮の技術の進歩や社会情勢の変化が考えられることから、本指針は必要に応じて見直しを行います。

2 配慮すべき事項

建築主は、建築物の新築等にあたり、次に掲げる事項について配慮すべきこととします。

1 エネルギー使用の合理化に関する事項

- (1) 建物の熱負荷抑制
- (2) 自然エネルギー利用
- (3) 設備システムの高効率化
- (4) 効率的運用

2 資源・マテリアルの適正利用に関する事項

- (1) 水資源保護
- (2) 非再生性資源の使用量削減
- (3) 汚染物質含有材料の使用回避

3 敷地外環境への配慮に関する事項

- (1) 地球温暖化への配慮
- (2) 地域環境への配慮
- (3) 周辺環境への配慮

4 室内環境の向上に関する事項

- (1) 音環境の向上
- (2) 温熱環境の向上
- (3) 光・視環境の向上
- (4) 空気質環境の向上

5 サービス性能の向上に関する事項

- (1) 機能性の向上
- (2) 耐用性・信頼性の向上
- (3) 対応性・更新性の向上

6 室外環境（敷地内）への配慮に関する事項

- (1) 生物環境の保全と創出
- (2) まちなみ・景観への配慮
- (3) 地域性・アメニティへの配慮

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行します。

(経過措置)

- 2 平成15年名古屋市告示第557号(以下「旧告示」という。)は、平成23年3月31日限り廃止します。ただし、この告示の施行の際現に旧告示に基づいて作成された条例第93条第1項の規定による計画書は、施行日から起算して6月を経過する日までの間、この告示に基づいて作成されたものとみなします。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課